

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月21日から57年1月5日まで

昭和56年12月21日付で、A社の関連会社であるB社への出向が解かれ同日付でA社へ帰任したが、厚生年金保険記録には資格取得日が、昭和57年1月5日と記録されており、15日間の空白期間が生じている。間違いなくその期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する申立人に係る人事記録及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間について同社に勤務し（昭和56年12月にA社の関連会社であるB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年1月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
A 事業所に勤務した後、一旦郷里に戻って別会社に勤務したが、昭和 37 年 8 月から郷里を離れて再び A 事業所に 1 年勤務した。しかし、その期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所に勤務したのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の加入記録、当時の A 事業所の同僚等の供述から、申立人が同事業所に勤務していたことは確認できるものの、申立期間の時期に勤務していたかどうかについての確認はできない。

また、申立人は、勤務期間について確認できる資料や、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる当時の給与明細書等の資料を保有しておらず、それらについての記憶もあいまいである。

さらに、A 事業所は、当時の事業主が死亡し、その親族からも具体的な供述が得られなかったことから、当該期間の従業員数や申立人の勤務期間、厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認することはできない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所が保管している A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、昭和 37 年 8 月以降に事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月 30 日まで

私は、昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月まで昼間はA事業所で勤務し、夜間は定時制高校に通っていた。給料から厚生年金保険料を控除されていたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚の供述等からA事業所に勤務していたことは推認することができるが、同事業所の関係者は、「申立人は勤務していたが、勤務期間等は覚えていない。」等とし、申立人及び同事業所から申立人の勤務期間等に関する資料の提出が無いことから、同事業所における申立人の勤務時期及び勤務期間については確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料を保有しておらず、同僚等の供述も得られない上、A事業所にも当時の人事記録、社会保険等関係資料は残っていない。

さらに、A事業所は、社会保険事務所の記録によると厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 36 年 9 月 1 日からであり、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 8 月において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時において健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、申立人の氏名の記載も無いことから、事業主から申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月1日から平成6年7月1日まで

私は、昭和60年6月から平成6年10月までA社に勤務していた。給与明細等は平成5年分しか保有していないが、申立期間の給与支給額は毎月40万円以上であったと記憶しているのに、社会保険事務所へ照会をしたところ、厚生年金保険の標準報酬月額は30万円となっていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された平成5年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成5年分の厚生年金保険料控除額は、申立人の当時の給与・手当等の金額を基に所定の方法で算定された標準報酬月額に係る厚生年金保険料とは異なり、この標準報酬月額より低い標準報酬月額で算定された厚生年金保険料となっている。

また、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における厚生年金保険料控除額は、社会保険庁のオンライン記録より、事業主が届出をした申立人の標準報酬月額で算定した厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

さらに、申立期間のうち平成5年分を除き、申立人は厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保有しておらず、A社も平成8年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる資料は残っていない。

なお、社会保険事務所が保管している申立人に係るA社の被保険者記録においては、同僚等の記録に比べて、申立人の標準報酬月額のみが大幅に遡及して引下げられているなどの不自然な点は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。